

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和7年4月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の内容	ひたちなか市は、地方税法(昭和25年法律第220号)及びひたちなか市市税条例(平成8年条例第9号)に基づき、その年の1月1日現在において本市に住所を有する者であって所得を有するものに対して市民税を賦課している。 これに係る事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。
③対象人数	1. 市民税の賦課に関する事務 [10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム	
②システムの機能	1. 課税内容照会機能 課税台帳から個人の年度毎の所得内容・控除内容・税額等を照会する。 2. 1月1日世帯照会機能 賦課期日時点での世帯状況を照会する。 3. 特徴事業所照会機能 事業所の情報を照会する。 4. 各種証明書発行機能	
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム2～5

システム2

①システムの名称	宛名管理システム	
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称、性別、生年月日、住所など)の作成・管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ()	☒ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム3

①システムの名称	申告受付システム	
②システムの機能	1. 申告受付支援機能 住民からの申告内容を登録することで、確定申告書、住民税申告書を作成する。 2. 給報(年金)登録機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書の登録と訂正をする。 3. 国税連携データの訂正機能 国税連携システムからダウンロードしたデータを取り込み、補完・訂正を入力する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム ☐ その他（ ）

システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1. 利用届出の審査機能 eLTAXを利用するにあたって、利用者から届け出があった情報を審査、管理する。 2. 申告データの審査機能 納税者から申告されたデータを審査、管理する。 3. 申告データの連携機能 申告データをCSVファイルとして出力し、課税資料データとして連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1. 国税連携データの管理機能 国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 2. 法定調書データの管理機能 法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 3. 団体間回送機能 団体間回送受信ノ送信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	1. 年並待徴に関する機能 eLTAXシステムより出力した団体回付データの取込みと団体回付データの作成を行う。 2. eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理、帳票印刷、申告受付システムデータへの変換を行う。 3. 国税連携データに関する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）
システム7	
①システムの名称	イメージ検索システム
②システムの機能	1. イメージ照会機能 申告書等の課税資料の画像ファイルの表示及び印刷をする。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）

システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム10	
①システムの名称	統合収納管理システム
②システムの機能	1. 納付メニュー管理機能 納付された固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、個人市民税、法人市民税の消込処理及び収入管理 2. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ、納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促、過納者への還付・充当の処理 3. 納付書及び納税証明書発行機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	EUCシステム
②システムの機能	1. データ抽出・出力機能 基本データリストを利用し、任意の抽出条件に該当する情報をCSV形式で出力する機能。 2. 認証権限管理機能 職員の認証及び付与された権限に基づき、機能や基本データリストへのアクセス制限を行う機能 3. ログ管理機能 抽出を行った日時・条件及び操作ログを保管する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (同一パッケージシステム)

システム12	
①システムの名称	コンビニ証明書交付システム
②システムの機能	1. 証明書交付機能 利用者の個人番号カードを認証し、コンビニエンスストア設置の端末より課税証明書等を交付する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の48の項及び第50条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 151, 152, 155, 156, 158及び160の項, 第3条, 第4条, 第5条, 第7条, 第9条, 第13条, 第15条, 第17条, 第22条, 第30条, 第39条, 第41条, 第44条, 第50条, 第51条, 第55条, 第59条, 第60条, 第61条, 第65条, 第67条, 第68条, 第71条, 第
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務事務所市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 住民税賦課情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税資料のある市民, 市外在住の課税対象者	
	その必要性	住民税の適正な賦課を行うにあたり, 特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	◎識別情報 対象者を特定するために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき, 住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 算出した住民税額に基づき, 税額通知・証明書等の帳票印刷のために記録 ・年金関係情報 対象者の年金特徴税額の計算および年金情報を帳票出力するために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	総務部税務事務所市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課, 生活支援課, 障害福祉課, 国保年金課, 介護保険課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁, 年金特徴義務者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 公的年金支払者, 給与支払者 ） ☐ その他 （
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （
③使用目的 ※		各種申告書の受付, 住民税額の算出, 税額通知の作成, 各種証明書の発行
④使用の主体	使用部署	市民税課, 市民課, 那珂湊支所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告情報(申告書, 確定申告書, 給与支払報告書, 年金等支払報告書)から住民等の所得情報, 控除額情報を把握する。 ・医療保険関係情報, 障害者福祉関係情報, 生活保護・社会福祉関係情報, 介護・高齢者福祉関係情報, 雇用・労働関係情報から非課税, 減免, 控除を把握する。 2 各種申告情報等から住民税の賦課, 通知に関する事務・上記で収集した各種情報に基づき, 住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し, 税額通知書の印刷, 封入・封緘, 発送を依頼する。 3 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき, 特別徴収の中止, 普通徴収への変更等を行う 情報の突合 (1)住記情報と, 申告情報, 障害者福祉関係情報, 生活保護・社会福祉関係情報を突合して, 非課税者を確認する。【上記1】 (2)住記情報と, 申告情報, 雇用・労働関係情報, 介護・高齢者福祉関係情報を突合して, 所得額, 控
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (8) 件
委託事項1		システムの運用・保守
①委託内容		システムの運用・保守業務, 法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		課税情報のエントリ
①委託内容		住民税申告書や給与支払報告書のエントリ, 画像ファイルの作成
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から, 再委託の必要性, 再委託先の委託官理方法, 再委託先の名称, 代表者及び所在地, 再委託する業務内容, 再委託する業務に含まれる情報の種類, 再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け, 許諾を判断している。
	⑥再委託事項	住民税申告書や給与支払報告書のエントリ, 画像ファイルの作成
委託事項3		当初賦課処理
①委託内容		課税資料情報の合算処理および住民税額の計算, 特徴処理, 普徴処理
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から, 再委託の必要性, 再委託先の委託官理方法, 再委託先の名称, 代表者及び所在地, 再委託する業務内容, 再委託する業務に含まれる情報の種類, 再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け, 許諾を判断している。
	⑥再委託事項	課税資料情報の合算処理および住民税額の計算, 特徴処理, 普徴処理
委託事項4		eLTAXの運用管理
①委託内容		eLTAXの運用管理に関する委託
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
		<選択肢>

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		未申告処理	
①委託内容		未申告者リスト作成, 住民税申告書作成	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から, 再委託の必要性, 再委託先の委託管理方法, 再委託先の名称, 代表者及び所在地, 再委託する業務内容, 再委託する業務に含まれる情報の種類, 再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け, 許諾を判断している。	
	⑥再委託事項	未申告者リスト作成, 住民税申告書作成	
委託事項6～10			
委託事項6		住民税申告書作成	
①委託内容		住民税申告書作成	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から, 再委託の必要性, 再委託先の委託管理方法, 再委託先の名称, 代表者及び所在地, 再委託する業務内容, 再委託する業務に含まれる情報の種類, 再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け, 許諾を判断している。	
	⑥再委託事項	住民税申告書作成	
委託事項7		バックアップシステムの構築	
①委託内容		システム障害に備えた代替システムの構築	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項8		遠隔地保管	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	バックアップデータの管理。
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (58) 件 ☐ 移転を行っている (16) 件 ☐ 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先7	都道府県知事	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく	
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先8	市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく	
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先9	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく	
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	

③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	都道府県知事

①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先13	都道府県知事等	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく	
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先14	市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)	

⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線

⑥提供方法	☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる	

⑤提供方法の情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先1	福祉部福祉事務所障害福祉課又は福祉部福祉事務所子ども政策課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
移転先2～5		
移転先2	福祉部健康推進課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め	
②移転先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
移転先3	福祉部福祉事務所生活支援課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③移転する情報	住民税関係情報	
	<選択肢>	

[illegible]

①法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め	
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
移転先7	福祉部国保年金課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め	
②移転先における用途	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給, 保険料その他徴収金の徴収, 基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
移転先8	福祉部福祉事務所子ども政策課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め	
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	

移転先9	福祉部福祉事務所障害福祉課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
移転先10	福祉部福祉事務所子ども政策課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め	
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時	
移転先11～15		
移転先11	福祉部国保年金課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

⑥移転方法	☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先12	福祉部介護保険課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め
②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先13	福祉部福祉事務所障害福祉課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先14	福祉部福祉事務所幼児保育課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。

⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先15	福祉部国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉に関する事務に利用。
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先16～20	
移転先16	福祉部福祉事務所生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	生活保護法第19条第1項に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務に利用。
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ＜ひたちなか市における措置＞
- ①特定個人情報が保管されているサーバは電子錠がかけられたサーバ室に設置しており、サーバ室への入退室を厳重に管理する。
 - ②サーバへアクセスするためには、IDとパスワードによる認証が必要となる。
- ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
 - ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- ＜ガバメントクラウドにおける措置＞
- 【保管】
- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
 - ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
- 【消去】
- ①国及びガバメントクラウドのクラウド事業者はアクセスが制御されているため消去をすることはない。
 - ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<<住民税賦課情報>>

1. 課税年度, 2. 宛名番号, 3. 履歴連番, 4. 課税番号, 5. 調定年度, 6. 指定整理番号, 7. 通知書番号(現年), 8. 普徴事業所番号, 9. 徴収区分, 10. 差額徴収, 11. パッチ処理済サイン, 12. 削除サイン, 13. 一般給与収入, 14. 内特徴給与収入, 15. 特定支出合計額, 16. 給与所得, 17. 年金収入, 18. 公的年金控除後の額, 19. 公的年金控除後の額, 20. 雑その他所得 有無サイン, 21. 雑その他所得, 22. 雑所得 有無サイン, 23. 雑所得, 24. 営業等所得 有無サイン, 25. 営業等所得, 26. 農業所得 有無サイン, 27. 農業所得, 28. 不動産所得 有無サイン, 29. 不動産所得, 30. 上場株式等の配当所得 有無サイン, 31. 上場株式等の配当所得, 32. 利子所得 有無サイン, 33. 利子所得, 34. 配当所得(株式) 有無サイン, 35. 配当所得(株式), 36. 配当所得(投資信託) 有無サイン, 37. 配当所得(投資信託), 38. 配当所得(外貨建) 有無サイン, 39. 配当所得(外貨建), 40. 配当所得(その他) 有無サイン, 41. 配当所得(その他), 42. 総合譲渡・一時 有無サイン, 43. 総合譲渡・一時, 44. 総合譲渡(短期) 有無サイン, 45. 総合譲渡(短期), 46. 総合譲渡(長期) 有無サイン, 47. 総合譲渡(長期), 48. 一時所得 有無サイン, 49. 一時所得, 50. 土地等有無, 51. 土地等(K), 52. 土地等 超短期 有無, 53. 土地等 超短期(J), 54. 分離短期譲渡(一般) 有無サイン, 55. 分離短期譲渡(一般), 56. 分離短期譲渡(軽減) 有無サイン, 57. 分離短期譲渡(軽減), 58. 分離長期譲渡(一般) 有無サイン, 59. 分離長期譲渡(一般), 60. 分離長期譲渡(特定) 有無サイン, 61. 分離長期譲渡(特定), 62. 分離長期譲渡(軽減) 有無サイン, 63. 分離長期譲渡(軽減), 64. 分離長期譲渡(軽減) 有無サイン, 65. 分離長期譲渡(軽減), 66. 山林所得 有無サイン, 67. 山林所得, 68. 退職所得 有無サイン, 69. 退職所得, 70. 株式等譲渡所得(未公開分) 有無サイン, 71. 株式等譲渡所得(未公開分), 72. 株式等譲渡所得(上場分) 有無サイン, 73. 株式等譲渡所得(上場分), 74. 先物取引所得 有無サイン, 75. 先物取引所得, 76. 免税所得 有無サイン, 77. 免税所得, 78. 非課税所得 有無サイン, 79. 非課税所得, 80. 肉用牛の売却による所得(牛全体), 81. 肉用牛の特例適用サイン(所得税), 82. 肉用牛の特例適用サイン(住民税), 83. 免税対象外肉用牛の売却価額, 84. 繰越損失・純, 85. 繰越損失・雑, 86. 繰越損失・株式等譲渡, 87. 繰越損失・先物取引, 88. 繰越損失・居住用, 89. 損益通算可能額, 90. 分離短期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン, 91. 分離短期譲渡(一般)特別控除前, 92. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 93. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前, 94. 分離長期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン, 95. 分離長期譲渡(一般)特別控除前, 96. 分離長期譲渡(特定)特別控除前 有無サイン, 97. 分離長期譲渡(特定)特別控除前, 98. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 99. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 100. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 101. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 102. 受給者番号, 103. 総所得金額, 104. 合計所得金額(特控後・繰控後), 105. 合計所得金額(特控前・繰控前), 106. 雑損控除, 107. 医療費控除, 108. 社会保険料控除, 109. 小規模共済掛金控除, 110. 生命保険, 111. 損害保険/地震保険控除, 112. 寄付金控除, 113. 妻・夫ありサイン, 114. 控除対象配偶者サイン, 115. 配偶者特別控除額, 116. 配偶者特別控除サイン, 117. 老人+A3扶養人数, 118. 老人扶養内同居人数, 119. 特定扶養人数, 120. 一般扶養人数, 121. 年少扶養人数, 122. 障害特別人数, 123. 障害特別内同居人数, 124. 障害普通人数, 125. 本人障害者サイン, 126. 本人未成年サイン, 127. 本人老年者サイン, 128. 本人寡婦・夫サイン, 129. 本人勤労学生サイン, 130. 基礎控除, 131. 所得控除額合計(住民税), 132. 総所得 課税標準額, 133. 総所得 所得割 市, 134. 総所得 所得割 県, 135. 免税外肉用牛の売却価額 課税標準額, 136. 免税外肉用牛 所得割 市, 137. 免税外肉用牛 所得割 県, 138. 土地等 課税標準額, 139. 土地等 所得割 市, 140. 土地等 所得割 県, 141. 土地等 超短期 課税標準額, 142. 土地等 超短期 所得割 市, 143. 土地等 超短期 所得割 県, 144. 分離短期 一般 課税標準額, 145. 分離短期 一般 所得割 市, 146. 分離短期 一般 所得割 県, 147. 分離短期 軽減 課税標準額, 148. 分離短期 軽減 所得割 市, 149. 分離短期 軽減 所得割 県, 150. 分離長期 一般 課税標準額, 151. 分離長期 一般 所得割 市, 152. 分離長期 一般 所得割 県, 153. 分離長期 特定 課税標準額, 154. 分離長期 特定 所得割 市, 155. 分離長期 特定 所得割 県, 156. 分離長期 軽減 課税標準額, 157. 分離長期 軽減 所得割 市, 158. 分離長期 軽減 所得割 県, 159. 分離長期 軽減 課税標準額, 160. 分離長期 軽減 所得割 市, 161. 分離長期 軽減 所得割 県, 162. 山林 課税標準額, 163. 山林 所得割 市, 164. 山林 所得割 県, 165. 退職 課税標準額, 166. 退職 所得割 市, 167. 退職 所得割 県, 168. 株式譲渡 未公開分 課税標準額, 169. 株式譲渡 未公開分 所得割 市, 170. 株式譲渡 未公開分 所得割 県, 171. 株式譲渡 上場分 課税標準額, 172. 株式譲渡 上場分 所得割 市, 173. 株式譲渡 上場分 所得割 県, 174. 先物取引 課税標準額, 175. 先物取引 所得割 市, 176. 先物取引 所得割 県, 177. 税額控除前所得割計 市, 178. 税額控除前所得割計 県, 179. 人的控除差額合計, 180. 人的控除の調整控除額 市, 181. 人的控除の調整控除額 県, 182. 人的控除の調整控除後所得割 市, 183. 人的控除の調整控除後所得割 県, 184. 税額控除 市, 185. 税額控除 県, 186. 税額控除後所得割計 端処前 市, 187. 税額控除後所得割計 端処前 県, 188. 税額控除後所得割計 端処後 市, 189. 税額控除後所得割計 端処後 県, 190. 配当控除後所得割 市, 191. 配当控除後所得割 県, 192. 住宅借入金等特別税額控除 市, 193. 住宅借入金等特別税額控除 県, 194. 住借控除後所得割 市, 195. 住借控除後所得割 県, 196. 外国税額控除後所得割 市, 197. 外国税額控除後所得割 県, 198. 特別減税額 市, 199. 特別減税額 県, 200. 特減後所得割計 端処前 市, 201. 特減後所得割計 端処前 県, 202. 65歳以上控除額 市, 203. 65歳以上控除額 県, 204. 65歳以上減額サイン, 205. 65歳控除後所得割計 端処前 市, 206. 65歳控除後所得割計 端処前 県, 207. 減額申告サイン, 208. 減額該当サイン, 209. 減額すべき額 市, 210. 減額すべき額 県, 211. 減額後所得割 市, 212. 減額後所得割 県, 213. 配当割・譲渡割合計額 市, 214. 配当割・譲渡割合計額 県, 215. 配割・譲割控除後所得割計 端処前 市, 216. 配割・譲割控除後所得割計 端処前 県, 217. 所得割計 市, 218. 所得割計 県, 219. 控除不足額 市, 220. 控除不足額 県, 221. 控除不足額, 222. 均等割 市, 223. 均等割 県, 224. 計算年税額, 225. 減免額, 226. 所得割減免額 市, 227. 所得割減免額 県, 228. 均等割減免額 市, 229. 均等割減免額 県, 230. 特別徴収税額(充当前), 231. 特別徴収税額(充当額), 232. 特別徴収税額(充当後), 233. 普通徴収税額(充当前), 234. 普通徴収税額(充当額), 235. 普通徴収税額(充当後), 236. 年税額, 237. 還付充当該サイン, 238. 還付充当額, 239. 税額6月(充当前), 240. 税額7月(充当前), 241. 税額8月(充当前), 242. 税額9月(充当前), 243. 税額10月(充当前), 244. 税額11月(充当前), 245. 税額12月(充当前), 246. 税額1月(充当前), 247. 税額2月(充当前), 248. 税額3月(充当前), 249. 税額4月(充当前), 250. 税額5月(充当前), 251. 充当額6月, 252. 充当額7月, 253. 充当額8月, 254. 充当額9月, 255. 充当額10月, 256. 充当額11月, 257. 充当額12月, 258. 充当額1月, 259. 充当額2月, 260. 充当額3月, 261. 充当額4月, 262. 充当額5月, 263. 税額6月(充当後), 264. 税額7月(充当後), 265. 税額8月(充当後), 266. 税額9月(充当後), 267. 税額10月(充当後), 268. 税額11

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

301. 税額1期(充当後), 302. 税額2期(充当後), 303. 税額3期(充当後), 304. 税額4期(充当後), 305. 税額5期(充当後), 306. 税額6期(充当後), 307. 税額7期(充当後), 308. 税額8期(充当後), 309. 税額9期(充当後), 310. 税額10期(充当後), 311. 税額11期(充当後), 312. 税額12期(充当後), 313. 税額現随(充当後), 314. 指定番号6月, 315. 整理番号6月, 316. 指定番号7月, 317. 整理番号7月, 318. 指定番号8月, 319. 整理番号8月, 320. 指定番号9月, 321. 整理番号9月, 322. 指定番号10月, 323. 整理番号10月, 324. 指定番号11月, 325. 整理番号11月, 326. 指定番号12月, 327. 整理番号12月, 328. 指定番号1月, 329. 整理番号1月, 330. 指定番号2月, 331. 整理番号2月, 332. 指定番号3月, 333. 整理番号3月, 334. 指定番号4月, 335. 整理番号4月, 336. 指定番号5月, 337. 整理番号5月, 338. 現随納期限, 339. 過随調定年度①, 340. 過随通知書番号①, 341. 過随税額①(充当前), 342. 過随充当額①, 343. 過随税額①(充当後), 344. 過随納期限①, 345. 過随調定年度②, 346. 過随通知書番号②, 347. 過随税額②(充当前), 348. 過随充当額②, 349. 過随税額②(充当後), 350. 過随納期限②, 351. 過随調定年度③, 352. 過随通知書番号③, 353. 過随税額③(充当前), 354. 過随充当額③, 355. 過随税額③(充当後), 356. 過随納期限③, 357. 過随調定年度④, 358. 過随通知書番号④, 359. 過随税額④(充当前), 360. 過随充当額④, 361. 過随税額④(充当後), 362. 過随納期限④, 363. 過随調定年度⑤, 364. 過随通知書番号⑤, 365. 過随税額⑤(充当前), 366. 過随充当額⑤, 367. 過随税額⑤(充当後), 368. 過随納期限⑤, 369. 過随調定年度⑥, 370. 過随通知書番号⑥, 371. 過随税額⑥(充当前), 372. 過随充当額⑥, 373. 過随税額⑥(充当後), 374. 過随納期限⑥, 375. 過随調定年度⑦, 376. 過随通知書番号⑦, 377. 過随税額⑦(充当前), 378. 過随充当額⑦, 379. 過随税額⑦(充当後), 380. 過随納期限⑦, 381. 徴収済額, 382. 未徴収額, 383. 徴収月, 384. 徴収済月1, 385. 徴収済月2, 386. 徴収期, 387. 徴収済期, 388. 転勤末徴収月, 389. 一括徴収月, 390. 退職事由, 391. 退職徴収方法, 392. 転勤事由, 393. 異動事由, 394. 更正事由, 395. 更正年月日, 396. 更正決定年月日, 397. 配偶者特別控除(所得税)有無サイン, 398. 配偶者特別控除額(所得税), 399. 配偶者所得有無サイン, 400. 配偶者所得合計, 401. 個人年金支払額有無サイン, 402. 個人年金支払額, 403. 生命保険料控除(所得税)有無サイン, 404. 生命保険料控除(所得税), 405. 長期損保支払額有無サイン, 406. 長期損保支払額, 407. 短期損保支払額有無サイン, 408. 短期損保支払額, 409. 地震保険料控除(所得税)有無サイン, 410. 地震保険料控除(所得税), 411. 専従者区分, 412. 専従者数, 413. 専従者控除額計, 414. 専従者給与収入, 415. 専従主個人番号, 416. 配偶者控除額, 417. 扶養控除額, 418. 老人扶養控除額, 419. 内同居老人控除額, 420. 一般扶養控除額, 421. 特定扶養控除額, 422. 障害者特別控除額, 423. 障害者内同居控除額, 424. 障害者普通控除額, 425. 本人障害特別控除額, 426. 本人障害普通控除額, 427. 本人老年者控除額, 428. 寡婦一般控除額, 429. 寡婦特別控除額, 430. 寡夫控除額, 431. 勤労学生控除額, 432. 税額控除調整額サイン, 433. 税額控除調整額 市, 434. 税額控除調整額 県, 435. 配当控除 株式 市, 436. 配当控除 株式 県, 437. 配当控除 証券 市, 438. 配当控除 証券 県, 439. 配当控除 外貨建 市, 440. 配当控除 外貨建 県, 441. 外国税額控除サイン, 442. 外国税額控除 市, 443. 外国税額控除 県, 444. 配当割控除額, 445. 株等譲渡所得割控除額, 446. 配当割・譲渡割合合計額, 447. 総合譲渡(短期)特別控除後有無サイン, 448. 総合譲渡(短期)特別控除後 有無サイン, 449. 総合譲渡(長期)特別控除後1/2前 有無サイン, 450. 総合譲渡(長期)特別控除後1/2前, 451. 一時所得 特別控除後1/2前 有無サイン, 452. 一時所得 特別控除後1/2前, 453. 新生命保険料支払額, 454. 旧生命保険料支払額, 455. 介護医療支払額, 456. 新個人年金支払額, 457. 特微リスト用合計所得, 458. 内特 特減前所得割 市, 459. 内特 特減前所得割 県, 460. 内特 特別減税 市, 461. 内特 特別減税 県, 462. 内特 特減後所得割 市, 463. 内特 特減後所得割 県, 464. 内特 均等割 市, 465. 内特 均等割 県, 466. 給報合算サイン, 467. 強制均等割サイン, 468. 強制非課税サイン, 469. 申告別サイン, 470. 確定申告サイン, 471. 給報・申告書サイン, 472. 65歳以上サイン, 473. 計算非課税サイン, 474. 配偶者否認サイン, 475. 均等割り自動セットサイン, 476. 更正サイン, 477. B表種類サイン1, 478. B表種類サイン2, 479. A表B表サイン, 480. 他市町村者課税サイン, 481. 課税保留(賦課未決定)サイン, 482. 生活保護サイン, 483. 旧指定番号, 484. 旧整理番号, 485. 旧市町村区分, 486. 294条サイン, 487. 株給サイン, 488. 決議書不要サイン, 489. 納付書不要サイン, 490. 合算サイン, 491. 専従者個番1, 492. 専従者控除1, 493. 専従サイン1, 494. 専従者個番2, 495. 専従者控除2, 496. 専従サイン2, 497. 専従者個番3, 498. 専従者控除3, 499. 専従サイン3, 500. 専従者個番4, 501. 専従者控除4, 502. 専従サイン4, 503. 専従者個番5, 504. 専従者控除5, 505. 専従サイン5, 506. 専従者個番6, 507. 専従者控除6, 508. 専従サイン6, 509. 前年度通知済徴収4月, 510. 前年度通知済徴収6月, 511. 前年度通知済徴収8月, 512. 現随2納期限, 513. 専従主個番2, 514. 臨時・変動サイン, 515. 臨時 有無サイン, 516. 臨時所得, 517. 変動所得 前年 有無サイン, 518. 変動所得 前年, 519. 変動所得 前々年 有無サイン, 520. 変動所得 前々年, 521. 変動所得 前々々年 有無サイン, 522. 変動所得 前々々年, 523. 平均課税対象金額, 524. 調整所得金額, 525. 調整所得(市), 526. 調整所得(県), 527. 平均税率(市), 528. 平均税率(県), 529. 特別所得金額, 530. 特別所得(市), 531. 特別所得(県), 532. 調整+特別課税総所得(市), 533. 調整+特別課税総所得(県), 534. 専従主1収入, 535. 専従主2収入, 536. NPO条例指定寄附金(市), 537. NPO条例指定寄附金(県), 538. 住宅取得控除(所得税), 539. 住宅申告書区分, 540. 居住開始年月日, 541. 住宅控除可能額, 542. 所得割非課税判定用総所得金額等, 543. 決議書投入サイン, 544. 住民税寄附金①都道府県・市区町村, 545. 住民税寄附金②共同募金会・日赤支部, 546. 住民税寄附金③条例指定(都道府県), 547. 住民税寄附金④条例指定(市区町村), 548. 寄附金特例控除適用割合(%), 549. 寄附金税額控除(市・特例分), 550. 寄附金税額控除(県・特例分), 551. 寄附金税額控除(市), 552. 寄附金税額控除(県), 553. 寄附金税額控除後所得割額(市), 554. 寄附金税額控除後所得割額(県), 555. 年金特微該当者サイン, 556. 年金特微対象者サイン, 557. 年金特微除外者サイン, 558. 年金特微強制非該当サイン, 559. 年金特微中止サイン, 560. 年金特別徴収義務者コード, 561. 年金種類コード, 562. 年金保険者用整理番号1, 563. 年金保険者用整理番号2, 564. 年金特微各種金額1(10月分), 565. 年金特微各種金額2(12月分～), 566. 年金特微各種金額3(年金額), 567. 年金特微税額, 568. 年金特微分所得割額(市), 569. 年金特微分所得割額(県), 570. 年金特微分均等割額(市), 571. 年金特微分均等割額(県), 572. 年金特微仮徴収額(4月), 573. 年金特微仮徴収額(6月), 574. 年金特微仮徴収額(8月), 575. 年金特微本徴収額(10月), 576. 年金特微本徴収額(12月), 577. 年金特微本徴収額(2月), 578. 年金特微翌年度仮徴収額(4月), 579. 年金特微翌年度仮徴収額(6月), 580. 年金特微翌年度仮徴収額(8月), 581. 年金特微中止事由, 582. 年金特微中止年月, 583. 年金特微中止異動年月日, 584. 前年度年金特微該当者サイン, 585. 前年度年金特微対象者サイン, 586. 前年度年金特微除外者サイン, 587. 前年度年金特微強制非該当サイン, 588. 前年度年金特微中止サイン, 589. 前年度年金特別徴収義務者コード, 590. 前年度年金種

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

601. 税額2期(内年金特徴), 602. 住借用所得税課税(総合・山林・退職), 603. 住借用算出所得税額, 604. 住借控除前所得税, 605. 住借控除見込額, 606. 投資・リース額, 607. 上場株式の配当 課税(ム), 608. 上場株式の配当 所得割・市(ム), 609. 上場株式の配当 所得割・県(ム), 610. 配当繰越損失額(ビ), 611. 年金差普サイン, 612. 決議書不要サイン, 613. 年金特徴中止処理済サイン, 614. 年特中止サイン(介護要因), 615. 年金特徴新規サイン, 616. 住借合算注意サイン, 617. 退職所得有無サイン, 618. 個人番号, 619. 寄附金申告特例サイン, 620. 寄附金申告特例割合, 621. 寄附金申告特例控除(市), 622. 寄附金申告特例控除(県), 623. 一般分株式等譲渡所得 有無サイン, 624. 一般分株式等譲渡所得, 625. 一般分株式等譲渡所得 課税標準額, 626. 一般分株式等譲渡所得 所得割 市, 627. 一般分株式等譲渡所得 所得割 県, 628. 医療費特例サイン, 629. 上場株式の国税と異なる申告サイン, 630. 雑業務有無サイン, 631. 雑業務所得, 632. 所得金額調整控除適用サイン, 633. 所得金額調整控除額(子ども等), 634. 所得金額調整控除額(年金等), 635. 所得金額調整控除額(合計), 636. 所得金額調整控除算出用給与収入, 637. 調整扶養人数, 638. 生計を一にする子サイン, 639. 公的年金等を除いた合計所得

<<1月1日世帯情報>>

1. 処理番号, 2. 世帯番号, 3. 宛名番号, 4. 区分, 5. 検索用カナ, 6. 氏名カナ, 7. 氏名漢字, 8. 通称名漢字, 9. 住所コード, 10. 住所カナ, 11. 番地カナ, 12. 方書カナ, 13. 住所漢字, 14. 番地漢字, 15. 方書漢字, 16. 生年月日, 17. 性別, 18. 1/1現在年齢, 19. 世帯主サイン, 20. 世帯主個人番号, 21. 続柄, 22. 員番

<<年金特別徴収情報>>

1. 年金保険者用整理番号1, 2. 年金区分, 3. 特徴義務者コード, 4. 年金種類, 5. 年金額, 6. 所得税源泉徴収税額, 7. 介護特徴依頼額, 8. 国保特徴依頼額, 9. 後期特徴依頼額, 10. 年金特徴依頼額1, 11. 年金特徴依頼額2, 12. 特徴依頼日, 13. 特徴通知日, 14. 未送付サイン, 15. 中止異動日, 16. 中止事由, 17. 中止月, 18. 中止依頼日, 19. 中止通知日, 20. 介護中止異動日, 21. 介護中止事由, 22. 介護中止月, 23. 介護中止依頼日, 24. 介護中止通知日, 25. 4月仮徴収額, 26. 6月仮徴収額, 27. 8月仮徴収額, 28. 仮徴収額変更日, 29. 仮徴収額依頼日, 30. 仮徴収額変更区分, 31. 仮徴収額変更後, 32. 仮徴収額変更前, 33. 捕捉月, 34. 捕捉異動日, 35. 捕捉特徴開始月, 36. 捕捉依頼額1, 37. 捕捉依頼日, 38. 捕捉開始通知日, 39. 年金特徴判定サイン, 40. 確認済, 41. 基礎年金番号, 42. 資料番号, 43. 判定結果5月, 44. 判定結果7月, 45. 市町村JISコード, 46. 通知内容コード, 47. 各種区分, 48. 処理結果, 49. 年金保険用整理番号2

<<宛名>>

1. 個人番号 2. 宛名番号 3. 宛先区分 4. 宛先名カナ 5. 宛先名漢字 6. 性別 7. 生年月日 8. 続柄コード 9. 郵便番号 10. 住所コード 11. 住所カナ 12. 番地カナ 13. 方書カナ 14. 様方カナ 15. 住所漢字 16. 番地漢字 17. 方書漢字 18. 様方漢字 19. 世帯処理番号 20. 行政区 21. 住定日 22. 住定事由, 23. 住民となった日 24. 住民となった事由 25. 消除日 26. 消除事由 27. 転出予定日 28. 転出確定日, 29. 異動日 30. 送付先宛先名 31. 送付先住所 32. 電話番号

<<収納情報>>

1. 税目, 2. 納税義務者番号, 3. 所有者宛名番号, 4. 特徴の納期特例, 5. 決定延滞金額計, 6. 期別数, 7. 課税年度, 8. 納税管理人番号, 9. 延滞金減免率, 10. 納付すべき督促手数料計, 11. 通知書番号, 12. 調定年度, 13. 決算済欠損済サイン, 14. 更正事由コード, 15. 更正決定年月日, 16. 課税対象年度, 17. 課税額計, 18. 更正発生日

<<口座情報>>

1. 宛名番号, 2. 振替税目, 3. 銀行番号, 4. 支店番号, 5. 科目, 6. 口座番号, 7. 名義人, 8. 電話番号区分, 9. 電話番号, 10. 受付番号, 11. 受付場所, 12. 受付年月日, 13. 申込年月日, 14. 課税番号, 15. 開始年月日, 16. 停止理由, 17. 停止年月日, 18. 開始年度, 19. 開始期別, 20. 振替区分

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・上記については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 認証カードにより、操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は、システムからログオフする。 スクリーンセーバーの設定を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・機密の保持 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写等の禁止 ・再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ・他自治体への提供（申告情報回送）については、複数職員による確認、台帳への記載を義務付けている。 ・国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた仕様に基づく連携であり、複数の職員による確認（登録と確認を別々の職員が行う）を義務付けている。 ・共通基盤を介した庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・データ連携や電子媒体への出力にあたっては端末制限をしているものの、ログを取得して定期的な解析等は行っておらず、問題の早期発見や予防に繋がっていない。このような課題を踏まえ、特定個人情報保護所管部門により、取得したデータを解析、定期的に解析レポートを市長に提出する運用をルール化する予定である。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する				
7. 特定個人情報の保管・消去				
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容				
再発防止策の内容				

その他の措置の内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける物理的措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける技術的措置】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネット
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法 ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいてクラウドサービス事業者は定期的にISMAPに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いに	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・削除・目的外利用の中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部税務事務所市民税課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
②対応方法	問合せ受付時に、受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第25条, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第44条, 第45条, 第47条, 第49条, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条及び第59条	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条	事後	
平成31年3月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条	事後	
令和2年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12	—	①コンビニ証明書交付システムの追加	事後	
令和2年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2及び第59条の3	事後	
令和2年3月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	629.上場株式の国税と異なる申告サイン	事後	
令和3年3月5日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116及び119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2及び第59条の3	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3及び第59条の3	事後	法令又はデータ標準レイアウトの改正に伴う変更であり、重要な変更にあたらないため。
令和3年3月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	社会福祉課	生活支援課	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。

令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22	市町村長又は国民健康保険組合	国家公務員共済組合連合会	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先48	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先57	削除	-	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先	提供先54～56	提供先55～57	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先54	-	新規追加	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	福祉部福祉事務所障害福祉課, 児童福祉課	福祉部福祉事務所障害福祉課又は福祉部福祉事務所子ども政策課	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	福祉部福祉事務所社会福祉課	福祉部福祉事務所生活支援課	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立等給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8	福祉部福祉事務所児童福祉課	福祉部福祉事務所子ども政策課	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10	福祉部福祉事務所児童福祉課	福祉部福祉事務所子ども政策課	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先11	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12	福祉部福祉事務所介護保険課	福祉部介護保険課	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先14	福祉部福祉事務所児童福祉課	福祉部福祉事務所幼児保育課	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先14	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和3年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先16	福祉部福祉事務所社会福祉課	福祉部福祉事務所生活支援課	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。

令和4年3月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3及び第59条の3	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117, 120及び121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3及び第59条の4	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和4年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～55	番号法第19条第7号 番号法第19条第9号 番号法第19条第10号	番号法第19条第8号 番号法第19条第10号 番号法第19条第11号	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和4年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④記録される項目 提供先	提供先58	提供先60	事前	
令和4年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④記録される項目 提供先59	—	新規追加	事前	
令和4年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④記録される項目 提供先	提供先38～57	提供先39～58	事前	
令和4年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④記録される項目 提供先38	—	新規追加	事前	
令和4年3月4日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	630. 雑業務有無サイン, 631. 雑業務所得, 632. 所得金額調整控除適用サイン, 633. 所得金額調整控除額(子ども等), 634. 所得金額調整控除額(年金等), 635. 所得金額調整控除額(合計), 636. 所得金額調整控除算出給与収入, 637. 調整扶養人数, 638. 生計	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和4年3月4日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和5年3月29日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。

令和5年3月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117, 120及び121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3及び第59条の4	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117, 120及び121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3及び第59条の4	事後	
令和6年4月2日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	ひたちなか市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及びひたちなか市市税条例(平成6年条例第39号)に基づき、その年の1月1日現在において本市に住所を有する者であって所得を有するものに対して市民税を賦課している。これに係る事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 市民税の賦課に関する事務 2 納税通知書その他の通知書等の発送に関する事務 3 市民税に係る証明書の発行に関する事務	ひたちなか市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及びひたちなか市市税条例(平成6年条例第39号)に基づき、その年の1月1日現在において本市に住所を有する者であって所得を有するものに対して市民税を賦課している。これに係る事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 市民税の賦課に関する事務 2 納税通知書その他の通知書等の発送に関する事務 3 市民税に係る証明書の発行に関する事務	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	収納管理システム	統合収納管理システム	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム10 ②システムの機能	1. 納付データ管理機能 納付された固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、個人市民税、法人市民税の消込処理及び収入管理 2. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ、納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促、過納者への還付・充当の処理 3. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書の作成 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行	1. 納付データ管理機能 納付された固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、個人市民税、法人市民税の消込処理及び収入管理 2. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ、納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促、過納者への還付・充当の処理 3. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書の作成 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行 4. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報管理する。 5. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 6. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 7. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	口座管理システム	EUCシステム	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム11 ②システムの機能	1. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報管理する。 2. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 3. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 4. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。	1. データ抽出・出力機能 基本データリストを利用し、任意の抽出条件に該当する情報をCSV形式で出力する機能。 2. 認証権限管理機能 職員の認証及び付与された権限に基づき、機能や基本データリストへのアクセス制限を行う機能 3. ログ管理機能 抽出を行った日時・条件及び操作ログを保管する機能	事後	

令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ③他のシステムとの接続	宛名システム等、税務システム	その他(同一パッケージシステム)	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 4. 個人情報の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 116, 117, 120及び121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の4, 第44条, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3及び第59条の4	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の48の項及び第50条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 151, 152, 155, 156, 158及び160の項, 第3条, 第4条, 第5条, 第7条, 第9条, 第13条, 第15条, 第17条, 第22条, 第30条, 第39条, 第41条, 第44条, 第50条, 第51条, 第55条, 第59条, 第60条, 第61条, 第65条, 第67条, 第68条, 第71条, 第75条, 第77条, 第78条, 第83条, 第85条, 第86条, 第88条, 第89条, 第90条, 第91条, 第92条, 第93条, 第94条, 第98条, 第100条, 第108条, 第117条, 第126条, 第127条, 第131条, 第132条, 第134条, 第139条, 第140条, 第142条, 第143条, 第144条, 第146条, 第153条, 第154条, 第157条, 第158条, 第160条並びに第162条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1	システムの運用	システムの運用・保守	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行うために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの管理を委託	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①特定個人情報の提供	・番号法第19条第8号 別表第2の1の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1の項及び第3条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①特定個人情報の提供	・番号法第19条第8号 別表第2の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2の項及び第4条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①特定個人情報の提供	・番号法第19条第8号 別表第2の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の3の項及び第5条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①特定個人情報の提供	・番号法第19条第8号 別表第2の4の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第4条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の5の項及び第7条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①特定個人情報の提供	・番号法第19条第8号 別表第2の6の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第6条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の7の項及び第9条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①特定個人情報の提供	・番号法第19条第8号 別表第2の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の11の項及び第13条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の13の項及び第15条	事後	

令和7年3月31日	要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先46 ①特定個人情報の提供・移転	・番号法第19条第8号 別表第2の97の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の137の項及び第139条	事後	
令和7年3月31日	要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先47 ①特定個人情報の提供・移転	・番号法第19条第8号 別表第2の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条の2	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の138の項及び第140条	事後	
令和7年3月31日	要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先48 ①特定個人情報の提供・移転	・番号法第19条第8号 別表第2の103の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第51条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の140の項及び第142条	事後	
令和7年3月31日	要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先49 ①特定個人情報の提供・移転	・番号法第19条第8号 別表第2の106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の141の項及び第143条	事後	
令和7年3月31日	要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先50 ①特定個人情報の提供・移転	・番号法第19条第8号 別表第2の107の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第54条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の142の項及び第144条	事後	
令和7年3月31日	要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先51 ①特定個人情報の提供・移転	・番号法第19条第8号 別表第2の108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の144の項及び第146条	事後	
令和7年3月31日	要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先52 ①特定個人情報の提供・移転	・番号法第19条第8号 別表第2の113の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の151の項及び第153条	事後	
令和7年3月31日	要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先53 ①法令上の規制	・番号法第19条第8号 別表第2の114の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の152の項及び第154条	事後	